

議 第 1 5 号 議 案

埼玉県「乳幼児医療費助成制度」の拡充を求める意見書の提出について  
埼玉県「乳幼児医療費助成制度」の拡充を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成30年9月18日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

同 篠 田 剛

同 今 成 優 太

提 案 理 由

埼玉県「乳幼児医療費助成制度」の拡充を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

## 埼玉県の「乳幼児医療費助成制度」の拡充を求める意見書

少子化の進行、人口の減少が社会問題となっている近年、子育て家庭の経済的負担軽減は少子化対策の重要施策であり、子ども医療費の助成は大きな柱となっている。また、子ども医療費の助成制度は、病気の早期発見、早期治療や治療継続を確保する上で重要である。

現在、埼玉県内では、全市町村が県基準より助成制度を拡大し、63市町村すべての自治体で入院・通院ともに中学校卒業まで無料を実施、18歳年度末まで入院のみ無料が17市町村、入院・通院ともに無料が14市町村という状況である。

埼玉県は、通院・入院で就学前までを対象に、事業費の半額を市町村に補助しているが、関東地域の都・県で最も遅れている。

群馬県では入院・通院とも中学卒業まで無料、東京都では入院は中学卒業まで無料、通院は中学卒業まで助成、千葉県では入院は中学卒業まで、通院は小学校3年生まで助成、茨城県では入院が中学卒業まで、通院は小学卒業まで助成、栃木県でも入院・通院ともに小学卒業まで助成している。

将来の埼玉県を担う子どもたちの福祉向上及び子育て支援のため、乳幼児医療費助成制度の拡充は、埼玉県内住民の共通の切実な願いである。以上の趣旨から、富士見市議会は、埼玉県に対し、下記の事項を要望する。

### 記

- 1 埼玉県の乳幼児医療費助成制度を入院・通院ともに中学卒業までに拡大すること。
- 2 埼玉県が主体的に現物給付に向けて検討及び取組をはじめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

富士見市議会

埼玉県知事 上田清司様